

教育民生常任委員会

(平成25年3月31日)

樋口博己委員長

お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開催させていただきたいと思います。

議案第40号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

樋口博己委員長

今回、健康部の付託議案、議案第40号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、この1件です。

それでは、中濱部長、一言ご挨拶を。

中濱健康部長

健康部でございます。緊急議会、お世話になります。よろしくお願いいたします。

委員長のほうからご紹介がありましたように、国民健康保険条例の一部改正がございまして、これにつきましてご審議賜りたく、よろしくお願いいたします。

説明は担当の者のほうからやらさせていただきます。

以上です。

松岡保険年金課長

議案書は7ページからでございます。それから、提出議案参考資料は3ページをござらんになってください。

国民健康保険法施行令が平成25年2月22日に改正されましたことによりまして、関係する国民健康保険条例の規定を整備しようとするものでございます。

内容といたしましては、平成25年度税制改正の大綱におきまして、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行する場合の国民健康保険税軽減措置を延長することとされました。国民健康保険につきましても同様の措置を講ずることから、国民健康保険法施行令の一部が改正されたものでございます。

議案参考資料3ページの図をござらんになってください。

例でございますけれども、夫婦2人世帯で夫が75歳到達によりまして国民健康保険から後期高齢者医療に移行しまして妻が国民健康保険の単身世帯となる場合について、1世帯当たりにご負担をいただきます世帯割を2分の1に5年間軽減してございます。今回の改正によりまして、これに加えまして、軽減を4分の1として3年間延長するものでございます。

続きまして、議案参考資料、次のページ、4ページをお開きください。

もう一つでございますけれども、保険料軽減制度に係る特例でございます。

保険料軽減の所得判定の際に、本来は国民健康保険の被保険者のみの人数で算定をするところでございますが、75歳到達によりまして国民健康保険から後期高齢者医療に移行しても、特例的に5年間この算定対象の数に含めてございます。これを、期限を区切らない措置とするものでございます。

例をごらんになっていただきたいと思います。

先ほどと同じ例でございますけれども、夫婦2人の世帯の例でございますけれども、6年目以後の保険料の軽減につきまして、改正前では所得が、左側でございますけれども、68万円以下であれば2割軽減、57万5000円以下でありますと5割軽減というところでございます。

改正後でございますが、図の右側でございます。

103万円以下が2割軽減、それから、82万円以下が5割軽減というふうになるところでございます。

施行につきましては、平成25年4月1日でございます。

なお、この改正によりまして、約200世帯、400万円ほどが継続して軽減される見込みでございます。軽減される保険料につきましては国庫支出金等の対象になってまいります。今回改正される分について、国、県、市の負担割合がどのようになるのかなど、算定政省令等の通知がまだ確定をしてございません。必要な費用につきましては、今後詳細が明確になり次第補正予算で対応させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

樋口博己委員長

それでは、委員の皆様からご質疑がございましたら、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

豊田政典委員

3ページはわかるんですけど、その4ページとの関係が全く理解できないんですけど、もうちょっと別の言い方で説明してもらえませんか。4ページだけさっぱりわからん。

松岡保険年金課長

4ページの図でございますが、6年目以後の保険料の軽減についてという表でございます。改正前の部分におきますと、5年間の特例措置が期限が切れてしまいます。そうしますことによりまして、左側の図のところに、35万円掛ける1人プラス33万円と、これで68万円以下の所得でありますと2割軽減の対象になります。24万5000円掛ける1人プラス33万円が57万5000円、この金額以下の所得でありますと5割軽減の対象になりますというところが改正前の6年目以後の保険料でございます。

一方、今回改正をされることによりまして、この図の右側のほうになるんですが、上のほうで103万円といたしますのが、35万円掛ける2人プラス33万円で103万円以下であると2割軽減と。同じように、24万5000円掛ける2人に33万円加えますと82万円で、この金額以下であると5割軽減になると。

この改正前、改正後の違いでございますが、左側の改正前、1人といいますのは、後期高齢者医療へ移行した者は5年間を経過すると算定の人数から外されるというのが今までの内容でございました。今回の改正後は、この移行した者も期限を区切らずにこの算定の中へ含めるというところで、右側のほうでは1人が2人になるというところで今申し上げました所得の金額が変わってまいると、そういう内容でございます。

豊田政典委員

私がかかっていないのは、基準額はそういう計算なんでしょうけど、2割軽減、5割軽減というものの自体がそもそもわかっていない。

松岡保険年金課長

説明不足で申しわけございませんでした。

国民健康保険料、この保険料を構成しますのに、お一人当たりにご負担をいただく均等割というものと、それから、1世帯当たりにご負担いただきます世帯別平等割というもの

と、それから、所得に応じて金額を計算させていただきます所得割というものがございます。

今申し上げました均等割と世帯別の平等割につきまして、今ごらんの図の金額の所得以下であるとその金額が減額をされるというふうな内容のものでございます。

金額といたしましては、一例を申し上げますと、医療分でございますが、1年間で2万4000円が基準額でございます。

以上でございます。

豊田政典委員

そうすると、3と4は全く別の話、3ページ、4ページは別の話で、4ページは、低所得の人にはもともと2割軽減のラインがあって、5割軽減の基準があるということですよ。3ページの話はまた別の話ですね。二つの改正があったと。

樋口博己委員長

よろしいですか。

他の委員の皆様、ご質疑がございましたら、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、討論のある方は。

(なし)

樋口博己委員長

よろしいですね。

それでは、議案第40号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。

異議なしとして原案のとおり決するものといたしました。

〔以上の経過により、議案第40号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

樋口博己委員長

せっかくですので、中濱部長、一言、ご挨拶をお願いします。

中濱健康部長

ありがとうございました。

大変この間、私、3年間健康部の部長をさせていただきまして、いろいろ思い出せありますが、本当に、保健所政令市となりまして、まだどのようになるかわからない、そういう時期であったかなと思っています。

特に地域医療につきましてはさまざまな要因が、医療の問題、福祉の問題、介護の問題等々、ございましたけど、委員各位からのご指摘あるいはご指導の中で、何とか方向が出てきたかなと思っています。また、今後、健康部と福祉部が組織再編で一体となりますけど、さらに強力に今後とも進めていく体制が整ってまいろうかと思えます。

また、子供につきましては、ワンストップの問題等で新たな組織をつくる形になりますが、今後とも課題としては子供の問題はさまざまに、またなつてこようかと思えます。特に子供だけでなく、保護者の問題あるいは学校の問題、さまざまなものが絡んでこようかと考えておりますので、さらに強力に連携ができる体制で進めてまいりたいと思えますが、私はちょっと、現役をきょうで退職というような形で退かせてもらいます。

本当にこの間、各位にはお世話になりました。ありがとうございました。もう感謝の言葉だけでございますので、今後ともなお一層よろしく願いたいと思います。また、各委員におかれましては、健康には十分ご留意の上、ご活躍をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

樋口博己委員長

ありがとうございました。

それでは、理事者の皆様、お疲れさまでございました。

委員の皆様、少し休会中の調査のことで確認をさせていただきたいと思いますので、そのままよろしくお願ひしたいと思います。お疲れさまでした。

4月19日に13時30分から休会中調査を1回持たせていただく予定になっています。これは、日程は以前確認をさせていただいておるかと思ひます。

内容についての確認ですが、1点目が調査事項といたしまして、学校規模適正化計画についてということになります。

あわせて、意見のまとめといたしまして、不登校の状況分析と対応について、全国学力・学習状況調査の分析と対応について、この2項目、秘密会議をさせていただいておりますので、その中で合意できる部分を少しこちらのほうでまとめさせていただいたものをご提示させていただいて、確認をいただいたらその部分を休会中調査報告ということで次年度に引き継いでいきたいと思ひます。

また、最後に、議会報告会、シティ・ミーティングでいただいた意見等についてと、この辺を少しまとめさせていただきたいと思ひますので、4月19日はご参加のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上ですが、委員の皆様から何かございましたら。

土井数馬委員

先日の議会報告会、所用で欠席をさせていただきまして、ご迷惑をかけました。どうもありがとうございました。

樋口博己委員長

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、これで教育民生常任委員会を閉会させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

17 : 14 閉議